次期ごみ処理施設整備基本設計等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、次期ごみ処理施設整備基本設計等業務(以下「本業務」という。)を受託する事業者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

本業務は三木市(以下「本市」という。)のごみ処理行政に大きな影響のある次期ごみ処理施設整備に係る基本設計及び敷地造成基本設計を実施するものである。よって、豊富な経験と高い専門性を有する民間の事業者の提案を総合的に評価し、本業務を円滑に遂行できる事業者を選定することを目的とする。

3 業務委託概要

(1) 業務委託名

次期ごみ処理施設整備基本設計等業務委託

(2) 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

(3) 委託料の上限額

45,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(4) 業務内容

「次期ごみ処理施設整備基本設計等業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定 に該当しないこと。
- (2) 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) プロポーザル公告日時点において指名停止処分を受けておらず、かつ、契約締結の日までの間に指名停止処分を受ける見込みがないこと。
- (4) プロポーザル公告日時点において会社更生法(平成 14 年法律 第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立て(以下「更生手続き開始の申立て」という。)、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て(以下「再生手続開始の申立て」という。)がなされておらず、かつ、契約締結の日までの間に更生手続き開始の申立て又は更生手続き開始の申立てがなされる見込みもないこと。
- (5) 三木市暴力団排除条例(平成 24 年三木市条例第1号)第2条第 1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条 第3号に規定する暴力団密接関係者が経営に関与していないこ

と。

(6) 10年以内(平成24年4月1日以降に契約し、令和4年3月31日時点で業務が完了しているもの。)にごみ処理施設整備基本設計等業務委託の受注実績があること。

5 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおり。なお、発注者の 都合により、予定を変更する場合がある。

実施内容	期日等
プロポーザル公告	令和 4 年 5 月 18日(水)
質問の受付期間	令和 4 年 5 月 18日(水) ~ 5 月 27日(金) 午後 5 時まで
質問書に対する回答	令和 4 年 5 月 31日(火)
参加表明書の提出期限	令和4年6月3日(金) 午後5時まで
一次(書類)審査結果通知	令和4年6月7日(火)
企画提案書の提出期限	令和4年6月28日(火) 午後5時まで
二次審査 (プレゼンテーション)	令和4年7月4日(月)
審査結果通知	令和4年7月6日(水)
契約締結	令和4年7月8日(金)

6 実施要領等の配布

- (1) 配布期間
 - 令和 4 年 5 月 18 日(水)~
- (2) 入手方法
 - 三木市ホームページからダウンロード
 - 三木市ホームページ: https://www.city.miki.lg.jp/

7 質問の受付及び回答方法

本業務に関する質問は、参加表明する予定がある者が、次のとおり行うこと。

(1) 質問方法

質問書(様式第1号)に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより提出すること。なお、メールの件名は、「(事業者名) プロポーザル質問書の送付(第〇回)」とし、事業者名と質問の回数が分かるようにすること。

(2) 提出先

三木市市民生活部生活環境課 メールアドレス: seikatsukankyo@city.miki.lg.jp

- (3) 受付期間
 - 令和4年5月18日(水)~5月27日(金)午後5時まで
- (4) 回答方法

回答は、全ての質問を取りまとめたうえで、一括して令和4年5月31日(火)までに本市ホームページに掲載する。ただし、質問の内容が、企画提案書等の作成作業を進める上で大きな影響を及ぼすと判断されるものは、随時、全ての質問者に回答するものとする。

なお、質問のあった事業者名は公表しない。

- 8 参加表明書等の提出について
 - (1) 提出期限

令和4年6月3日(金)午後5時まで

(2) 提出書類

次のアからカまでの書類を提出すること。

- ア 参加表明書(様式第2号)
- イ 会社概要書(様式第3号)
- ウ 業務実施体制表(様式第4号)
- エ 配置予定者調書(様式第5号及び様式第5号の2)
- 才 業務実績調書(様式第6号)
- カ 暴力団排除に係る誓約書(様式第7号)
- (3) 提出部数

1 部

(4) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便、期限内必着)

※窓口受付は、平日午前8時30分~午後5時までの間とする。

(5) 提出先

 \mp 6 7 3 - 0 4 9 2

兵庫県三木市上の丸町 10番 30号

三木市市民生活部生活環境課 宛

(6) 辞退

参加表明書を提出した後、都合により辞退する場合は、速やかに代表者印等を押印した参加辞退届(様式第2号の2)を持参又は郵送により提出すること。

- 9 企画提案書の提出について
 - (1) 提出期限

令和 4 年 6 月 28 日 (火) 午後 5 時まで

(2) 提出書類

提出書類に記載する表現については、専門知識を有しない者でも理解できるよう、専門用語は極力使用せずにわかりやすい内容とすること。なお、やむを得ず専門用語を使用する場合は、注

釈をつけること。

また、提出書類については、次のア〜エの順に綴じること。添付書類がある場合は、エの後ろに重ねること。

- ア 企画提案書表紙(様式第8号)
- イ 目次(任意様式)
- ウ 企画提案書(任意様式)

文字サイズ 12 ポイントを基本とし、A 4 サイズ(A 3 サイズを使用する場合は、片袖折りとすること。)縦型横書き(縦長綴じ)、片面カラー印刷とすること。また、企画提案書は 20 ページ以内とし、ページ番号を付すこと。内容については、「仕様書」と「審査基準表」を熟読し、以下の(ア)~(イ)について記載すること。

- (ア) 基本的事項について
- (イ) 企画提案事項について
 - a 仕様書で定めた業務内容について
 - b 環境学習機能や災害時の施設活用方法について
 - c 地域に貢献できる付加価値の創造について
 - d 敷地造成計画について
 - e 総事業費削減のための工夫や制度活用について
- 工 見積書(様式第9号)
- (3) 提出部数

14 部 (原本1部を含む。)

(4) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便、期限内必着)

※窓口受付は、平日午前8時30分~午後5時までの間とする。

(5) 提出先

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市市民生活部生活環境課 宛

10 審査等及び選定

次の審査等により、最も適していると認められる受託候補者を選 定する。

(1) 一次(書類)審査

ア 実施日

令和4年6月6日(月)

イ 確認方法等

参加表明書を提出した事業者について、生活環境課において 書類審査を実施する。

- ウ 書類審査の結果通知【令和4年6月7日(火)】 審査結果については、書面と電話連絡により通知する。
- (2) 二次審査(プレゼンテーション)

ア 実施日

令和4年7月4日(月)

- ※日時などの詳細は、後日通知する。
- ※会場についてはソーシャルディスタンスが十分にとれる会 議室を本市が用意する。

イ 審査方法等

企画提案書を提出した事業者(以下「提案者」という。)について、次の(ア)~(エ)の方法により審査を行う。

- (ア) 審査委員会による審査により、受託候補者及び次点者を 選定する。
- (イ) 1 提案者当たり、プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 20 分程度とし、出退及び機器準備を含めて 45 分以内とする。
- (ウ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。
- (エ) 企画提案審査(プレゼンテーション)は、非公開とする。
- ウ 企画提案審査の結果通知【令和4年7月6日(水)】 審査結果については、書面により通知する。

エ その他

- (ア) 企画提案審査における説明者は、本業務の従事予定者(主 たる担当者を含め3名以内)とする。
- (イ) プレゼンテーションにおいてパソコン等の機器を使用する場合は、提案者側で準備すること(会場とスクリーン及びマイクは本市が準備する)。
- (ウ) パソコン(パワーポイント等)を使用してプレゼンテーションを行う場合の資料(データ)については、提出書類のうち、企画提案書に沿ったものとする。ただし、参加表明の際に提出した、会社概要書、業務実施体制表、配置予定者調書及び業務実績調書(同様の内容であれば、表現形式の変更可)については、追加することができるものとする。
- (エ) テレビ会議システムを活用したプレゼンテーションを可能とする。ただし、テレビ会議システムに必要な機材等は 提案者が準備するものとする。
- (3) 審査基準

別紙1「審査基準表」による。

- (4) 選定基準
 - ア 企画提案審査における評点(各審査委員の評点の平均点)を もって提案者の評点とする。(少数第二位切り捨て、満点は 100 点)
 - イ 提案者の評点が60点を超えるものがいなかった場合は、受 託候補者を選定しない。
 - ウ 評点が最も高い提案者を受託候補者とし、次に評点が高い提 案者を次点者とする。ただし、評点が同じ提案者が複数あった 場合は、見積金額の低い提案者を上位とする。それでも差が無 い場合は、くじ引きにより選定する。

11 失格事項

次に掲げる要件のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) この要領に定める参加資格を満たさない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 提出書類に不備があり、提出期限までに補完されなかった場合
- (4) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく審査に反する 行為がある場合
- (6) 別紙1「審査基準表」に基づき審査委員が実施する各項目の評価において、1項目でもE評価があった場合

12 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、市と受託候補者とで細部について調整を行い、委託条件を協議の上、契約を締結できるものとする。
- (2) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、提出書類に虚偽の報告があったとき又は協議が調わないときは、その選定を取り消すとともに、次点者と調整協議の上、契約を締結するものとする。
- (3) 企画提案の手続に関する書類の作成及び提出に係る費用その他本プロポーザルに要する費用は参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、審査、説明等のために、その写しを作成し、 使用することができる。
- (5) 提出期限(市が別途追加資料の提出を求めた場合は、その提出 期限)後の提出書類の差替え及び再提出は認めないこととし、提 出された書類は返却しない。
- (6) 審査結果は、市のホームページにおいて、受託候補者の事業者 名及びその得点並びにその他の提案者の合計得点を公表する。な お、事業者名を公表するのは受託候補者のみとし、その他の提案 者は事業者A、B、C... と表記する。
- (7) 受託候補者から提出された企画提案書は、三木市情報公開条例 (平成 11 年三木市条例第 1 号)の規定に基づき公開することがあ る。また、当該提出書類以外のプロポーザル実施に関する情報(受 託者以外の提案者から提出された企画提案書を含む。)は、同条例 の規定に基づき提案者と個別の協議のうえ、公開することがある。

13 問合せ先

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号 三木市市民生活部生活環境課 担当:石川、増田 電 話 0794-82-2000(内線:2384、2293) メール seikatsukankyo@city.miki.lg.jp